

一般社団法人日本未病システム学会認定制度

序 文

病気や苦痛もなく生活の質（quality of life）を保持しているが、病気の予兆や検査データに異常が認められる未病者が増えている。日本未病システム学会認定制度は、少子高齢化社会における医療に必要なにして十分な能力のある未病医学認定医、未病専門指導者を認定することにある。健全で安心な医療を国民に提供し、未病状態にある国民に対して適切な介入により日常生活の質（QOL）を高め、好ましい生活習慣変容を促すことによって国民全体の健康長寿を推進し、国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。当認定制度は日本未病システム学会規則に則り、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士等、学会が認めた職能に対して、それぞれの認定制度規則に基づき認定委員会を設け、審議を行い認定を実施する。

一般社団法人日本未病システム学会未病医学認定医制度規則

第1章 総則

- 第1条 目的：未病医学認定医制度は国民の福祉に貢献するために病気になる前に未病を把握し、健康寿命の伸長をめざした予防治療、未病医療の向上を図り、未病の診療に必要な医学的、社会的な総合的知識と技量をもった優れた医師を養成することを目的とする。
- 第2条 一般社団法人日本未病システム学会（以下本学会）は、この目的を達成するため、未病医学認定医を認定する。
- 第3条 本制度の維持と運営のために教育委員会を設置し、認定医制度を審議、および認定のための諸制度を定め、教科書の編纂や改訂等を実施する。未病医学認定医等の資格を審議して答申する以下の小委員会を設置する。
1. 資格認定委員会
 2. カリキュラム委員会

第2章 資格認定委員会および本制度の運営

- 第4条 資格認定委員会は、未病医学認定医の資格認定業務を行う。
- 第5条 本学会理事会は資格認定委員長ならびに資格認定委員を選任し、教育委員会、社員総会の承認をもって決定する。
- 第6条 資格認定委員長は資格認定委員会を統括し、本制度の円滑な運営を図る。委員長は年1回の定時、あるいは必要に応じて臨時の資格認定委員会を招集する。ただし、委員数の3分の1以上の委員から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、委員長はただちに臨時資格認定委員会を招集しなければならない。
- 第7条 資格認定委員会は委員数の過半数が出席しなければ、その議を開き議決することはできない。
- 第8条 資格認定委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。本議決は教育委員会の承認後、理事会に報告され審議される。
- 第9条 資格認定委員会、教育委員会および理事会を経て決定された事項は、社員総会で報告され、本学会機関誌によって会員に通告する。
- 第10条 資格認定委員会の議事については、議事録を作成し保管しなければならない。
- 第11条 資格認定委員の任期は3年とする。重任を妨げない。

第3章 カリキュラム委員会

第12条 本制度を円滑に遂行するため、カリキュラム委員会を設置する。カリキュラム委員会はカリキュラムの細則を定め審議を行い、教育委員会および理事会に答申する。

第4章 認定医の資格

第13条 認定医の認定を申請するものは、次の各項の条件をすべて満足するものであることを要する。

1. 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識を備えていること。
2. 申請時において継続して3年以上本学会の会員であること。
3. 医師免許取得後3年以上の期間にわたって、別に掲げる細則に定める未病医学研修カリキュラムを適合した証明書類を取得すること。
4. 過渡的期間以後の認定については、本学会が施行する認定のための研修カリキュラムを実施取得した後、審査に合格すること。

第5章 認定医認定および更新の方法

第14条 認定医の認定を希望するものは次の各項に定める書類を本学会事務局に提出する。

1. 認定医申請書
2. 履歴書
3. 医師免許証（写し）
4. 認定研修カリキュラム修了証明書（細則に基づく学会、教育研修講演会出席証等含む）等
5. 業績報告、ただし暫定過渡的措置期間中の一般会員についてはこれに規定の未病学会発表・投稿あるいは未病症例報告書を含める。

第15条 資格認定委員会は申請書類によって認定資格について審査を行う。

第16条 資格認定委員会の審査結果は教育委員会、理事会の議を経て決定する。

第17条 本学会理事長は、審査の要件を達成し、理事会で承認されたものに対して、認定医証を交付する。

第18条 認定は5年ごとに更新する。認定医の更新は細則に基づき所定の手続きを経て行う。

第19条 認定および更新の申請時には細則に定める審査料および認定登録料を支払うものとする。

第20条 認定医の申請書類の締め切りは毎年度学会演題の締め切り日と同日とする。

第6章 認定医の資格の喪失

第21条 認定医は次の理由によって、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して認定医の資格を辞退したとき。
2. 本学会の会員としての資格を喪失したとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。
4. 認定医として認定を受けた日から満5年を経て、正当な理由がなく新たな認定更新を受けないとき。

第22条 本学会理事長は認定医として相応しくない行為のあったものに対して、資格認定委員会、教育委員会、理事会の議決によって認定医の認定を取り消すことができる。

第7章 規則の改廃

第23条 この規則の改廃は、資格認定委員会、教育委員会あるいは理事会により提起され、理事会の議決により、社員総会の承認を得なければならない。

第8章 補則

第24条 本学会認定医制度の実施にあたり、その円滑な運営を図るため、2018年度までは以下の暫定過渡的措置を講ずる。以下により推薦され、認定医になろうとするものは、規定の申請をしたうえ審査を受けることとする。

1. 申請時点まで過去3年以上本学会に属し、共同研究を含め2編以上本学会で研究発表もしくは学会誌に投稿した評議員。
2. 申請時点まで過去3年以上本学会に属し、共同研究を含め3編以上本学会で研究発表もしくは学会誌に投稿した一般会員。ただし経験した未病症例5例分報告書の添付により、1編の発表あるいは投稿分が免除される。なお、未病症例報告書の書式は本学会の症例報告書書式に準じる。
3. 理事・監事

第25条 この規則は2005年1月10日より施行した。

この規則は2007年1月7日に第1回改正を実施した。

この規則は2009年10月31日より改正施行する。

この規則は2010年11月13日より改正施行する。

この規則は2011年11月19日より改正施行する。

この規則は2012年10月27日より改正施行する。

この規則は2013年11月9日より改正施行する。

この規則は2014年11月1日より改正施行する。

この規則は2015年10月11日より改正施行する。

この規則は2016年11月5日より改正施行する。

この規則は2017年11月4日より改正施行する。

一般社団法人日本未病システム学会未病医学認定医制度規則施行細則

- 第1条 未病医学認定医資格認定委員会および教育委員会の事務は本学会事務局にて行う。
- 第2条 資格認定審査は本学会未病医学認定医制度規則第8章第24条に基づき暫定的な措置として施行する（別表参照）。暫定期間以後は未病医学認定教科書に基づいた暫定期間終了時に定める認定カリキュラムに基づき資格審査を行う。暫定期間に資格審査を受けるものは、本学会認定教科書（未病医学入門，臨床2巻）を参考にして、未病医学の内容を把握しておく。
- 第3条 業績目録に記載された学術論文は本学会に報告されたもののほか、原則として学会誌に発表されたもの、またはレフェリー審査のある学術雑誌に発表されたものとする。学会発表は本学会で報告したものと、日本医学会総会、分科会として認められた学会、あるいは相当する関連の国内外の学会で発表されたものとする。
- 第4条 未病医学認定医の審査料は10,000円、認定登録料は20,000円とする。
- 第5条 未病医学認定医として認定されたものは、その後も連続して本学会の会員であり、会員でなくなった時点で特殊な事情がない限り、認定医は消滅する。特殊な事情については、定年に伴う本学会名誉会員、あるいは海外留学、病気による長期療養で学会員を中断するものについてはその旨の申請書を資格認定委員会に申請し認可されたもの等とする。
- 第6条 認定の更新に必要な単位数は50単位とする。別表に従い単位数を集計する。
- 第7条 未病医学認定医の認定更新を希望するものは次項に定める申請書類、更新審査料、認定料を添えて資格認定委員会に提出する。
1. 認定医認定更新申請書、これに更新認定登録料振込み済みコピーを貼付する。
 2. 学術活動等に関しては、合計50単位以上取得したことを証明する資料。
- 第8条 特殊な事情があり更新が不可能である場合は更新期間の延期を申請できる。
- 第9条 資格認定委員会は申請書類によって更新を認定する。
- 第10条 本学会理事長は未病医学認定医の更新を認定されたものに対しては、理事会の議を経て認定証を交付し、学会誌に公表する。
- 第11条 更新認定登録料は20,000円とする。
- 第12条 本規定の改定は資格認定委員会、教育委員会および理事会の議決、および社員総会の承認を要す。
- 第13条 この規則は2005年1月10日より施行した。
- この規則は2007年1月7日に第1回改正を実施した。
- この規則は2009年10月31日より改正施行する。
- この規則は2013年4月14日より改正施行する。
- この規則は2013年11月9日より改正施行する。
- この規則は2016年11月5日より改正施行する。

別表1 初回認定時に必要な業績

申請時点まで過去3年以上日本未病システム学会に属し、

①評議員：共同研究を含め2編以上本学会で研究発表もしくは学会誌への投稿

②一般会員：3編以上本学会で研究発表もしくは学会誌への投稿

経験した未病症例5例分の報告書を添付すれば1編の投稿あるいは学会発表を免除。
書式は本学会の症例報告書書式に準ずる。

③理事・監事等の役員

別表2 認定更新時に必要な単位：50単位（5年間）

うち日本未病システム学会関連25単位必須（学会1. 2. 3. および論文1. 2. 3. に該当）とする。

I. 学会：	参加による 単位	筆頭演者 加算単位	共同演者 加算単位
1. 日本未病システム学会学術総会	10	5	3
2. 日本未病システム学会 各部会セミナー・地方会	8	2	1
後援，共催の講演会	5	5	1
3. 未病に関するフォーラム等の啓蒙活動の主催	5	5	-
4. 内規で定めるその他の関連学会年次集会	3	3	1

- 出席を証明する資料，たとえば会場費領収書等を添付すること。
- 演者とは講演者本人，ポスター発表も発表者本人，1学会1回として可能．共同演者も含まれる．
- 講演者，発表者であることを証明するプログラムコピー．

関連学会：

日本内科学会，日本小児科学会，日本外科学会，日本整形外科学会，日本産婦人科学会，日本医学会等，日本医学会およびその分科会として認められた学会総会（年次学術集会等）。

日本老年医学会，日本臨床栄養学会，日本糖尿病学会，日本動脈硬化学会，日本肥満学会，日本人間ドック学会，日本病態栄養学会と，臨床検査医学系，東洋医学系，産業医学公衆衛生学系，薬学系，スポーツ医学系等については上記学会に匹敵する学会として理事会の承認を受けて増やすことを可能とする。

II. 論文発表：	筆頭著者の単位	共著著者の単位
1. 日本未病システム学会雑誌 原著論文	15	5
2. 日本未病システム学会雑誌 症例報告	15	5
3. 日本未病システム学会雑誌 プロシーディング	4	2
4. 未病関連学術誌掲載の総説他	2	0
5. 内規で定める関連学会誌掲載の原著論文	4	2

※当該部分の別刷りまたはコピーを添付すること。